

『海外現地流通通貨建ての資金調達を行いたい』

スタンドバイ・クレジット制度

海外の現地金融機関から現地流通通貨建て長期資金の借入を行う際、その債務を保証するために信用状を発行することで、海外での円滑な資金調達を支援します。

対象となる方

1. 新事業活動促進法に基づく経営革新計画の承認(変更承認を含む)を受けた方
 2. 新事業活動促進法に基づく異分野連携新事業分野開拓計画の認定(変更認定を含む)を受けた方
 3. 地域資源活用事業活動促進法に基づく地域産業資源活用事業計画の認定(変更認定を含む)を受けた方
 4. 農商工等連携事業活動促進法に基づく農商工等連携事業計画の認定(変更認定を含む)を受けた方
- ※ なお、本制度により資金調達を行う海外現地法人は、お客さまが経営を実質的に支配している先で、かつ、上記の計画においてお客さまと共同で事業を行うこととされている先に限ります。

補償限度額

1 法人あたり4億5千万円(1.海外支店や分工場等、国内親会社と法人格が同一の場合は国内親会社毎に4億5千万円、2.海外において別個に法人格をもつ場合は当該法人毎に4億5千万円が補償限度額となります)

補償料率

信用リスク・信用状有効期間等に応じて所定の料率が適用されます。

信用状の有効期間

1年以上6年以内

海外でのお借入れ条件

融資条件(期間・返済方法・金利等)の詳細については、海外金融機関が決定しますが、以下の内容であることが必要です。

融資金額および通貨: 信用状の補償金額の範囲内。現地流通通貨建て。

資金使途: 承認または認定を受けた計画事業を行うための設備資金および長期運転資金

融資期間: 1年以上5年以内

提携先海外金融機関(掲載は提携順)

バンコック銀行(タイ王国)、メトロポリタン銀行(フィリピン)、KB国民銀行(大韓民国)、ユナイテッド・オーバーシーズ銀行(シンガポール)、バンクネガラインドネシア(インドネシア)、ベト・イン・バンク(ベトナム)、CIMB銀行(マレーシア)、パノルテ銀行(メキシコ)、合作金庫銀行(台湾)(2016年2月末現在。海外金融機関との提携は順次拡大予定)

お問い合わせ先

株式会社日本政策金融公庫(日本公庫)

・中小企業事業(中小企業向け長期事業資金)

事業資金相談ダイヤル: 0120-154-505